本号で公布された法令のあらまし

◇デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三二四号）（総務省）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三七号）附則第一条第七号に掲げる規定のうち同法第二七条（住民基本台帳法（昭和四二年法律第八一号）第二四条の二の改正規定に限る。）の規定の施行期日は、令和五年二月六日とすることとした。

◇住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（政令第三二五号）（総務省）

1　転出地市町村長から転入予定地市町村長への通知事項の保存期間に関する規定の整備

㈠　個人番号カードの交付を受けている者等が転出届をした場合において、当該転出届を受けた市町村長が当該転出届で届け出られた転入予定地市町村の長に通知する事項の保存期間について、当該通知があった日から、転出の予定年月日から三〇日を経過した日までの期間とすることとした。（第二四条の四関係）

㈡　その他所要の改正を行うこととした。

2　施行期日

この政令は、令和五年二月六日から施行することとした。

◇強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三二六号）（経済産業省）

強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和四年一一月一日とすることとした。

◇電気事業法施行令及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令の一部を改正する政令（政令第三二七号）（経済産業省）

一　電気事業法施行令の一部改正関係

1　託送供給等に係る収入の見通し等に関する経済産業大臣の権限を電力・ガス取引監視等委員会に委任することとした。（第四六条関係）

二　電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令の一部改正関係

1　強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四九号。以下「改正法」という。）附則第一条第四号の規定の施行に伴い、所要の読替規定を整備することとした。（第三条関係）

2　特定小売供給約款の変更の命令に関する経済産業大臣の権限を電力・ガス取引監視等委員会に委任することとした。（第七条関係）

三　附則関係

この政令は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年一一月一日）から施行することとした。

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第三二八号）（経済産業省）

1　経済産業大臣の輸出の許可を要する貨物として、三酸化二ガリウム又はダイヤモンドの基板又はインゴット、ブールその他のプリフォームを追加する等所要の規定の整備を行うこととした。（別表第一関係）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

政　令

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二十四号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第七号に掲げる規定のうち同法第二十七条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十四条の二の改正規定に限る。）の規定の施行期日は、令和五年二月六日とする。

総務大臣　寺田　稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二十五号

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令

内閣は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十四条の二第三項及び第四項、第三十八条第二項並びに第四十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三の見出し中「転入地市町村長」を「転入予定地市町村長」に改め、同条中「第二十四条の二第四項」を「第二十四条の二第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（転出地市町村長から転入予定地市町村長への通知事項の保存期間）

第二十四条の四　法第二十四条の二第四項に規定する政令で定める期間は、同条第三項の規定による通知があつた日から、同項の規定により通知された転出の予定年月日から三十日を経過した日までの期間とする。

第三十条の十四第二項第二号、第三十条の十六第三項第二号及び第三十条の十七第二項第二号中「第二十四条の二第四項」を「第二十四条の二第三項又は第六項」に改める。

第三十一条第二項の表第二十一条の三第一項の項の次に次のように加える。

第二十四条の二第三項	受けた市町村長	係る市町村
	受けた市町村長（指定都市にあつては、区長）	係る市町村（指定都市にあつては、区）